

答 申 の 概 要

件 名	警察本部及び特定警察署に相談した際の相談等受理票等の訂正請求に係る決定処分に対する審査請求（諮問第45号）		
本件保有個人情報	自分が警察本部及び特定警察署に相談した際の当事者の発言内容		
主な非開示理由	訂正を行うべきであるとする明確な根拠が確認できなかったため。（静岡県個人情報保護条例第31条第2項）		
実施機関	静岡県警察本部長		
諮問庁	静岡県公安委員会		
諮問年月日	令和3年5月13日	答申年月日	令和4年2月8日
主な論点	1 審査請求人が訂正を求めている審査請求人の発言内容に関する記述は、静岡県個人情報保護条例第28条第1項の規定に基づく訂正請求の対象である「事実」に該当すると認められるか。 2 静岡県個人情報保護条例第30条に基づく訂正義務があると認められるか。		

審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

審査会の判断

当審査会は、本件審査請求について審査した結果、以下のとおり判断する。

(1) 本件訂正請求について

本件訂正請求は、審査請求人が、本件対象保有個人情報のうち本件訂正対象情報が事実でないとして、訂正を求めたものである。

審査請求人は、①病名や地名、人名等の訂正、②①以外の事実の訂正、③相談時に申し出た内容の追記、④相談時に申し出していない内容の削除、⑤相談を行うに至った経緯等を補記するよう求めている。

なお、審査請求人から令和3年9月30日付けで提出された意見書では、⑤について、状況に合わせて適宜訂正してもらいたいという類いの要求ではなく、相談時に相談したように訂正を求める趣旨であるとされているため、⑤の類型についても①から③のいずれかの類型に含まれるものとして判断する。

(2) 訂正請求対象情報該当性について

条例第28条第1項は、何人も、第26条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思量するときは、条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正を請求することができることと定めており、ここに「事実」とは、その正誤が客観的に判定できる事項をいう。

審査請求人が本件訂正請求で訂正を求めている情報は、本件相談における審査請求人が申し立てた内容や相談取扱者の指導の内容という当事者の発言内容を記載したものであることから、客観的に正誤を判定できる事項であるといえ、条例第28条第1項の規定に基づく訂正請求の対象である「事実」に該当すると認められる。

(3) 訂正の要否について

訂正請求を行う者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でない判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているか等の、請求を受けた実施機関が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を、実施機関に対して自ら根拠を示して、明確かつ具体的に主張する必要がある。そして、訂正請求を行う者から明確かつ具体的な主張若しくは根拠の提示がない場合、又は当該根拠をもってしても請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、一般的に、条例第30条に規定する「訂正請求に理由があると認められるとき」には該当しないことになると考えられる。

また、条例第30条では、「利用目的の達成に必要な範囲内で」保有個人情報の訂正をしなければならないと規定しており、当該訂正請求に理由があると認められるときであっても、訂正請

求に係る保有個人情報の利用目的に照らし訂正の必要がない場合は、当該保有個人情報を訂正する義務は認められない。

以下、本件訂正請求について、条例第 30 条に基づく訂正義務があると認められるか否か検討する。

ア 本件訂正対象情報について、諮問庁によれば、相談等受理票等は、相談を受けた処分庁の職員が聞き取った相談内容について、相談者に証拠資料を求めたりすることなく、その後の措置等を的確に判断するために必要な範囲で要点を押さえて記載しているものであって、相談内容が正しいものとして記録するものではないとしている。このことを踏まえると、本件訂正対象情報について「事実でない」とは、相談時に申し出た内容と異なる場合であるといえる。

一般的に、口頭でのやり取りにおける特定の発言の有無や内容については、録音記録等の客観的な記録によって確認するものと考えられるところ、処分庁によれば、相談等受理票等は、前述のとおり、相談を一語一句記載する必要はないため、やり取りを録音することはなく、本件相談においても、録音は行われていなかったとのことである。よって、訂正対象情報が事実であるか否かを確認することは困難であると認められる。

イ 仮に本件訂正対象情報が事実ではなく、審査請求人が申し立てていることが事実であると認められたとしても、以下の理由により、訂正の義務は認められない。

諮問庁によると、相談等受理票等における保有個人情報の利用目的は、県民からの相談等に対してその後の措置を的確に判断することであるとのことである。

当審査会にて本件対象保有個人情報を見分したところ、本件訂正請求に係る相談に対し、相談日当日あるいは相談後数日以内に措置が講じられていることが確認でき、審査請求人が申し立てている内容に訂正することが、本件保有個人情報の利用目的の達成に必要なものであるとは認められなかった。

以上のことから、処分庁に条例第 30 条に基づく訂正義務があるとは認められない。